

四日市市上下水道局管理規程第 2 号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程（昭和 3 3 年水道局管理第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 7 条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 管理部 （略） お客様センター 料金係 （ 1 ） から （ 1 3 ） まで （略） <u>（ 1 4 ）</u> 電話交換に関するこ と。 <u>（ 1 5 ）</u> 課の庶務に関するこ と。	第 7 条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 管理部 （略） お客様センター 料金係 （ 1 ） から （ 1 3 ） まで （略） <u>（ 1 4 ） 水道事業会計その他収 益の賦課、調定、収納及び還付 並びに滞納及び欠損処分に関す ること。</u> <u>（ 1 5 ）</u> 電話交換に関するこ と。 <u>（ 1 6 ）</u> 課の庶務に関するこ と。
（略）	（略）

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（上下水道局管理部総務課）